

第七十七号議案

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の一項を加える。

3 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言がされた災害において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく警戒区域、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域又はこれらに準ずる危険な区域（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）で第一項に規定する消防活動に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、従事した日一日につき四万二千円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

第七条第一項第三号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削り、同条に次の一項を加える。

4 災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部が設置された災害において、第一項第三号に掲げる業務に従事した場合の同項に規定する手当の額は、第二項第三号の規定にかかわらず、従事した日一日につき五千四百円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める額とする。

附則第三項中「（平成十一年法律第五十六号）」を削る。
附則に次の二項を加える。

5 第三条第三項の規定は、附則第三項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による出勤手当の支給を受ける

職員には適用しない。

6 第七条第四項の規定は、附則第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項第三号の規定による救出救助手当の支給を受ける職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給要件及び支給額を改めるほか、規定を整備する必要がある。